

## 屋外広告物等・特定屋内広告物の撤去支援について

### 1. 目的

金沢市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」）の目的に沿って、広告景観の向上や改善を図るため、屋外広告物等及び特定屋内広告物の撤去を支援します。

### 2. 補助対象事業費（改修費や代わりにの看板の設置費は対象外、予算の範囲内で交付）

区分	補助率	限度額	補助要件	対象エリア
屋外広告物等撤去	50%	25万円	条例への不適合を是正	まちなか区域と 駅西の一部区域
			条例に適合しているものについて 都心軸の基準への不適合を是正	都心軸景観保全型 広告整備地区
	90%	100万円	条例に適合しているものについて 沿道景観基準への不適合を是正	西インター大通り、 諸江通り、 東インター大通り
			区域内で屋上広告物を撤去	川筋景観保全区域
		条例に適合しているものについて 審査会が撤去を要請	—	
特定屋内広告物撤去 ※R9年6月まで	90%	100万円	R4条例改正により既存不適格 となった特定屋内広告物を是正	まちなか区域

### 3. 手続きと必要書類

#### i 事前審査

- ① 審査依頼書 [市様式]
  - ② 撤去業者による見積書の写し（工程ごとの内訳と単価がわかるもの）
  - ③ 位置図（住宅明細図の写し等）
  - ④ 撤去前の現況写真（近景と遠景）
- ・事前審査後、市から補助金交付の可否、補助金の見込額をご連絡します。  
（1万円未満切り捨て。見積額と市で算出する金額のいずれか安い方により査定。）

#### ii 補助金交付申請

※ 工事着工の15日前までに提出

- ⑤ 補助金交付申請書 [市様式]
  - ⑥ 市税納税状況調査同意書 [市様式]（署名又は記名押印が必要）
- ・市税の滞納がないことが補助金の交付を受ける条件となります。  
・市から補助金交付決定通知書が交付されるまで、工事は行わないでください。

#### iii 撤去工事

※金額や工事内容に変更が生じた場合、必ず工事前に届出してください。

#### iv 補助事業実績報告

※ 代金支払完了日から15日以内に提出

- ⑦ 補助事業実績報告書 [市様式]
- ⑧ 工事中の詳細が分かる写真 ※見積の各項目（基礎撤去工事、作業人員、重機利用等）がわかるもの
- ⑨ 撤去後の現況写真（近景と遠景）
- ⑩ 撤去業者からの請求書の写しと領収書の写し
- ⑪ 市への請求書 [市様式]
- ⑫ 屋外広告物除却届 [市様式]

#### v 補助金振込

実績報告書のご提出後、振込されるまで概ね1か月程度かかります。

問合せ・書類提出先 金沢市 景観政策課 屋外広告物係  
〒920-8577 金沢市広坂1-1-1 電話 076-220-2364  
FAX 076-224-5046 メール keikan@city.kanazawa.lg.jp